

綱島駅周辺地区街づくり協議指針

令和4年4月1日改正

1 趣旨

綱島駅周辺地区は、地域拠点として、身近な商業、サービス、文化機能などの立地とともに、バスターミナルや道路など交通施設の整備を進め、日常生活の中心地として整備を促進しています。具体的には、商業、業務等の機能集積の促進及び歩行者空間、駐車場等の計画的整備を誘導します。

2 協議区域 港北区綱島東一丁目、綱島東二丁目、綱島西一丁目、綱島西二丁目及び綱島西三丁目の各一部 約22ha（別添図のとおり）

3 協議内容

(1) 敷地の共同化

地域拠点として、日常生活の中心地としてふさわしい土地利用、高度利用を図るため、敷地の共同化等、有効利用を行ってください。

(2) 用途

駅前にふさわしい商業業務空間の整備、賑わいを創出するため、1F部分については、商業、業務、サービス施設等の連たんに配慮してください。

(3) 壁面後退

ア 中央モール、綱島西二丁目バス停前の路線に面する場合は、歩行者中心の歩行者空間の確保、整備を図るため、道路境界から3m以上の壁面後退を行ってください。

イ サブモールに面する場合については、中央モールの自動車交通を補完しながら歩行者空間を確保するため、また東口駅前の道路に面する場合には、賑わいの創出と歩行者空間の確保のため、道路境界から2m以上の壁面後退を行ってください。

ウ 上記以外の道路に面する場合は、歩行者空間として1.5m以上の壁面後退を行ってください。

エ 上記いずれも、道路等の都市計画決定線の指定が行われている場合は、当該都市計画決定線から所定の壁面後退距離を確保して下さい。

※ 壁面後退した部分は、道路面との段差を極力無くし、広告物や設備の設置を避けてください。

(4) 駐車場

ア 出入口の位置は、歩行者及び自動車の通行に支障のない位置として下さい。

イ 敷地内に駐車場を設ける場合は、原則として出入口を中央モール以外に設置して下さい。

(5) 駐輪場

用途に応じ、客用の駐輪場を確保して下さい。

(6) 景観

ア 建築物の色彩や材質に関しては、街並み景観と調和した建築デザインとして下さい。

イ 広告物やサインは必要最小限にとどめ、効果的なものとなるようにして下さい。

ウ 設備は、建築物の中にできるだけ納め、外部にでる場合は、その見え方に配慮して下さい。

(7) 地区環境整備の工夫

ア 地区の潤いを創出するために、緑化を推進して下さい。

イ 通りの賑わいを創出するために、魅力あるストリートファニチャー等の設置（※）を検討して下さい。

※本協議指針におけるストリートファニチャーとは、道路に面した敷地内の空地等に設置するベンチ、屋外照明灯、掲示板等を指す

4 担当課

横浜市都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所

責任者：綱島駅東口周辺開発事務所長

住 所：横浜市港北区綱島西1-8-9福岡ビル501号室

電 話：045-531-9601

綱島西地区（綱島西二～三丁目の一部）及び綱島東口駅前地区（綱島東一丁目の一部）では、地元の方々により協議会が運営されておりますので、各地区の街づくり協定に基づく協議をお願いします。

組織名称	協定名称	事務局（お問合せ先）
綱島西再開発協議会	綱島西地区街づくり協定	黒川事務所 TEL:045-549-3838
綱島駅東口周辺再整備連絡協議会	綱島東口駅前地区街づくり協定	天屋工務店 TEL:045-718-5875

網島駅周辺地区街づくり協議地区

